



苫小牧警察署 交通安全情報

令和7年10月2日

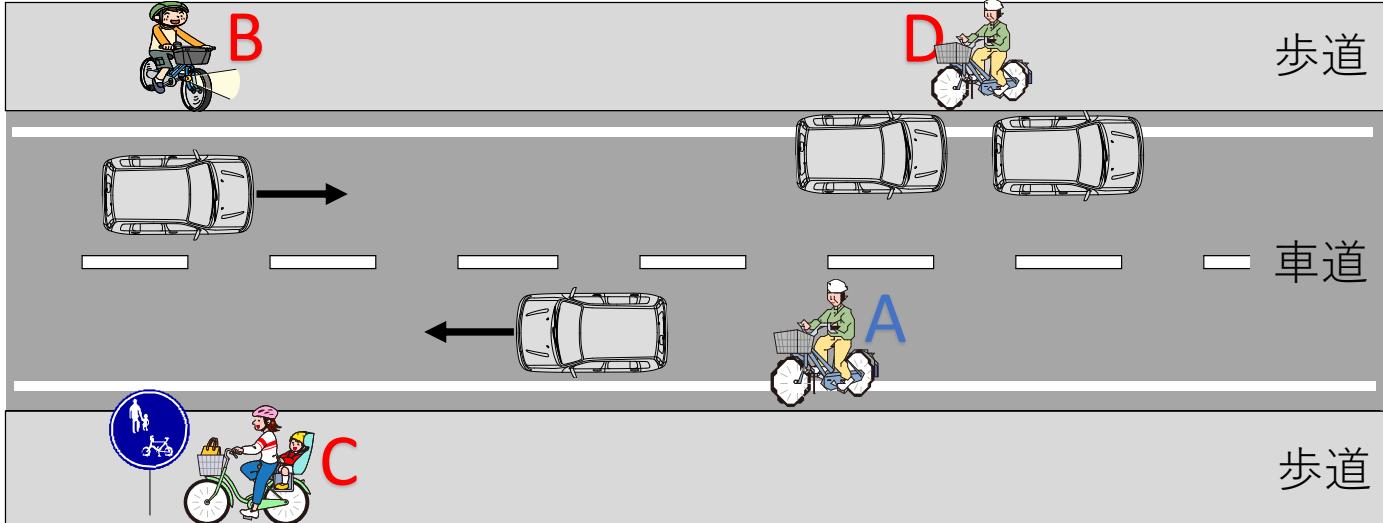
交通第一課

企画係

自転車安全指導通信第2号

自転車は車両です 車道を走行しましよう ※一部例外あり

自転車の通行場所



A 自転車は基本的に道路の左側端に寄って通行しなければならない。



B 普通自転車の運転者が13歳未満の者若しくは70歳以上の者又は車道通行に支障がある一定の身体障害を有する者は歩道を通行できる。



C 普通自転車歩道通行可の道路標識・道路標示があるときは歩道を通行できる。



D 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合は歩道を通行できる。
※道路工事や連続した駐車車両等のため車道の左側を通行することが難しいときや、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるときをいいます。

普通自転車とは

- ①長さ190cm以内及び幅60cm以内。
 - ②運転者席が一つで、それ以外の乗車装置がない。
(幼児用座席は除く)
 - ③ブレーキが走行中簡単に操作できる位置にある。
- などの基準を満たす自転車

「普通自転車歩道通行可」を示す
道路標識・道路標示

